

2025インターハイ
高校生考案キャラクター
“ひろしばけん”



高校生アスリートにとっての最高の舞台

インターハイを



寄付金として大会経費に活用
(安定・継続したインターハイの開催)

集まったふるさと納税

個人実質負担
2,000円

※上限額の範囲内で
寄付した場合



(開催自治体)
寄付受付



(寄付者)



(高体連各専門部)
寄付呼びかけ

“ふるさと納税”^(く み ん な) で支えよう!

【開け未来の扉 中国総体 2025】



広島県開催競技を対象として

ふるさと納税(寄付)を
募集しています!

(令和7年3月31日まで)



(広島県教育委員会HP)

ふるさと納税による寄付に関する留意点

- ふるさと納税による寄付は、実質 2,000 円の負担で行うことができます。
例えば、20,000 円の寄付金をいただいた場合、そのうち 18,000 円は、次年度の住民税減税などの形で「寄付者へ返ってくる」という仕組みです。

- 常勤教員などの給与所得者は、税金還付や減税のために行う「確定申告」に代えて、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用可能です。
(※同年内のふるさと納税先が5自治体以内であることが条件です。)
手続きは、以下のとおり、とても簡単です。

- ①寄付金を振込む（WEB決済する）。
- ②（寄付した自治体から）受領証明書等と共に、ワンストップ申請書が届く。
- ③申請書に氏名やマイナンバーなどの情報を書き加え、マイナンバーカード等の写しと共に、寄付を行った自治体に返送する。

- なお、寄付者の実質負担を 2,000 円にとどめる場合は、寄付者各個人の年間収入等に基づいた「上限額」の範囲内で寄付するよう注意する必要があります。

詳しくは総務省のページ（下記）を御覧になるか、「ふるさと納税限度額」などのキーワードでインターネット検索し、各自でお調べください。

○ 総務省 ふるさと納税ポータルサイト

>ふるさと納税のしくみ >税金の控除について

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html



○ 全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安
（上記サイトの中ほどの表を抜粋）

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成						
	独身又は共働き ^{※1}	夫婦 ^{※2}	共働き+子1人（高校生 ^{※3} ）	共働き+子1人（大学生 ^{※3} ）	夫婦+子1人（高校生）	共働き+子2人（大学生と高校生）	夫婦+子2人（大学生と高校生）
300万円	28,000	19,000	19,000	15,000	11,000	7,000	-
325万円	31,000	23,000	23,000	18,000	14,000	10,000	3,000
350万円	34,000	26,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
375万円	38,000	29,000	29,000	25,000	21,000	17,000	8,000
400万円	42,000	33,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
425万円	45,000	37,000	37,000	33,000	29,000	24,000	16,000
450万円	52,000	41,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
475万円	56,000	45,000	45,000	40,000	36,000	32,000	24,000
500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
525万円	65,000	56,000	56,000	49,000	44,000	40,000	31,000
550万円	69,000	60,000	60,000	57,000	48,000	44,000	35,000
575万円	73,000	64,000	64,000	61,000	56,000	48,000	39,000

（例）本人の給与収入が **500万円**、家族構成が **夫婦2人と高校生の子供1人** の場合 → **上限額：49,000円**

【お問い合わせ先】

令和7年度全国高等学校総合体育大会広島県実行委員会事務局

（広島県教育委員会事務局 全国高等学校総合体育大会推進室 総務・競技係）

TEL：082-247-0190

E-mail：kyosoutai@pref.hiroshima.lg.jp